

高めていく大きな要素の一つである。

団体自治の視点では、政策決定過程における各分野横断的な議論と総合的な視点での行政運営が最重要課題である。と認識しており、産業連携会議を開催するとともに、庁内関係課による福祉医療連携会議を開催するなど、課題の共有、共通認識を図り、課題解決のための議論を進めてきた。今後においても、住民自治の視点では、住民活動が活発に行われるよう支援するとともに、住民懇談会や話し合いの場を設定する。



また、各種会議や町内会議で横断的な議論ができるよう工夫する。

**再質問** 行政が担っている部分と自分たちで担っている部分とかならない部分の仕分けが必要な時期にきている。これまでの要望・陳情型で、サービスの受益者としての意識が強かった住民に対して、そうではなく本来自治の主体的な担い手が正に住民であって、その住民自治で個別に解決できない問題を、税金というかたちでお金を集めた中で行政という機構を通じて解決していく、そうした役割分担の整理が必要。

今回、予算編成にあたって、町長はスクラップアンドビルドということで方針を示したが、スクラップの部分が多すぎないか、スクラップの部分が多すぎないか。整理が必要。

**町長** スクラップアンドビルドという非常に衝撃的な言葉だが、いずれにしても無理は無駄をなくしていくというのは大事な事。全体的に見直しを図っていく必要がある。

住民自治については、今18公区あるが、これももう制度化されてから50年以上経ち、ある意味ではその条例の条文内容等が現状に合っていないところもある。住民自治活動として、町内会の役割やあるいはまた自治会としての役割を担っているところが、今、公区で非常に進められているので、町としては、共有した情報提供をしっかりと図っていききたい。

### 特定非営利活動法人について

**質問** ①特定非営利活動法人(通称NPO法人)をどのように認識しているのか。町政執行方針で述べた「社会的企業」との関係を含めて。

②中小企業振興条例の見直しに当たり、なぜNPO法人を含めた総合的な事業者支援ではなく、中小企業基本法に定める中小企業者へのみの支援にとどめたのか。

③今後の特定非営利活動法人と行政との関係について。

**町長** ①特定非営利活動法人は、「特定非営利活動促進法」により、営利を目的としないことを前提に、保健医療、社会教育、まちづくりの推進、観光の振興などの活動によりまして、不特定多数かつ多数のものの利益の増進に寄与するために設立されている法人。主とする活動に支障がない限り、その他の事業によって利益を生じた場合、これを当該活動に使用するものとされている。

下川町には、現在、6つのNPO法人が組織され、それぞれの分野において積極的な活動が展開されており、町としても、各団体の円滑な事業の推進に向けて、これまで町の施策として必要な支援や協力を講じている。

「社会的企業」については、地域住民や民間で構成された社会的、環境的課題等に取り組む社会的目的を持った企業と位置付け、「地方独立行政法人 北海道立総合研究機構」の協力により、町民有志とともに研究を進めている。

このような中において、NPO法人や社会的企業は、これからの地域社会の課題解決に向け、一翼を担うものとして認識している。

②企業や事業者は社会貢献や社会的な価値創造が求められており、一方でNPO法人は、活動の継続性の観点から採算へのこだわりを強めなくてはならず、法人設立の動機は異なるものかたちが近づきつつあると感じている。

しかしながら、中小企業は営利目的であり、NPO法人は非営利ということで、根底となる基本法律や目的が異なることから、支援内容においても、中小企業振興策をそのまま適用するよりも、独自の施策として内容を検討していく方が効果的と判断した。

したがって、NPO法人に対する支援策については、現在研究を進める「社会的企業」の創造と併せて検討する。

③町政の円滑な推進、地域振興、地域課題の解決に向けて、NPO法人の役割や必要性が今後ますます高まってくると感じており、行政の良きパートナーとして円滑な活動の推進に向けた支援とともに、新たな振興策についても検討したい。